

平成 19 年 度

国政に關する要望書

平成 18 年 7 月

神奈川県町村会

目 次

I 地方分権改革

- | | |
|---------------------|---|
| 1 地方分権の一層の推進 | 1 |
| 2 「三位一体の改革」第2期改革の推進 | 3 |

II 環境

- | | |
|--------------|---|
| 3 廃棄物処理対策の推進 | 5 |
| 4 森林等自然環境の保全 | 7 |

III 福祉・医療

- | | |
|--------------|----|
| 5 福祉・医療施策の充実 | 9 |
| 6 医療保険制度の改革 | 11 |

IV 安全・安心

- | | |
|---------------|----|
| 7 地震防災対策の充実強化 | 12 |
| 8 防犯対策の強化 | 13 |

V 基盤整備

- | | |
|-------------------|----|
| 9 都市基盤、海岸・漁港の整備促進 | 14 |
|-------------------|----|

神奈川県町村会町村長名簿 16

I 地方分権改革

1 地方分権の一層の推進

分権型社会を構築する本格的な取組みが進められている今日、住民が誇りと将来展望の持てる個性と活力ある地域社会を築くことは、地方自治体に課された重要な責務である。

町村は、厳しい財政状況のもとで、住民ニーズに応えつつこうした地域づくりに取り組んでいるが、その実現には町村が地域の実情に即し、自らの創意工夫と責任で政策を決定し、実行できるような地方分権の仕組みが必要である。

よって国は、地方分権の一層の推進に向け、内政全体の政策立案や制度改革に地方が参画し、更なる分権改革を断行するべく、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 「新地方分権推進法」の制定及び「地方行財政会議」の設置

地方分権を着実かつ継続的に推進するため、改革の根拠を法的に明確化し、地方分権の理念を国民・国会と広く共有する「新地方分権推進法」を制定するとともに、地方の意見が政策立案や制度改革に反映されるような新たな組織として「地方行財政会議」を法律により設置すること。

(2) 事務・権限移譲の一層の推進

国と地方の適正な役割分担に応じ、事務・権限の移譲を一層推進すること。

特に、農地転用、農業振興地域の指定、保安林の指定・解除等土地利用規制の権限については、地域の実情に精通している自治体の判断に委ねることが合理的であるので、その移譲を推進すること。

(3) 国の関与等の廃止・縮減

地方自治体が住民ニーズや地域の実情に応じた暮らしの実現やまちづくりが進められるよう、国の関与や基準の義務付けを廃止、縮減すること。

(4) 地方自治制度の弾力化

地方自治体の自由度を拡大し、社会の変化に対応した行政を推進するため、教育委員会や農業委員会などの行政委員会の必置規制の緩和等、各種の地方自治制度の見直しを行い、制度の弾力化を図ること。

2 「三位一体の改革」第2期改革の推進

平成18年度までの「三位一体の改革」は、国の財政再建が優先され、地方の自由度、裁量度を高めるという本来の趣旨とはかけ離れるなど、その規模、内容は不十分なものであった。

加えて今、経済財政諮問会議においては、「歳出・歳入一体改革」として、地方の意見を踏まえることなく、地方交付税の法定率の引下げや地方交付税総額の抑制など、地方歳出削減の議論が一方的に行われている。

今後、地方交付税の根拠なき大幅削減が現実のものとなれば、地方財政は危機的な事態に陥り、医療、福祉、教育など様々な住民生活に深刻かつ重大な影響をもたらすだけでなく、地方自治の運営そのものが立ち行かなくなる。

国は、地方との協議のもと、地方自治体が責任をもって自立した行財政運営ができるよう更なる分権改革に取り組むべきであり、次の事項を実現するよう強く要望する。

(1) 第2期改革の推進

「三位一体の改革」は、平成18年度までの改革では内容、規模ともに不十分であり、未完のままである。このため、国と地方の協議の場等を整備し、引き続き平成19年度以降の第2期改革に着手し、推進すること。

(2) 町村税源の充実強化

国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率において生じている乖離を縮小し、安定的な町村税体系を構築するため、個人所得課税及び消費課税に係る町村への税源移譲を行うこと。

(3) 国庫補助負担金の抜本的な見直し

国庫補助負担金の見直しに当たっては、地方自治体の裁量権の拡大につながる廃止を行い、税源移譲を確実に行うとともに、なお国の役割として残る国庫補助負担事業については、地方の

実態に即した補助基準に改善し、超過負担を生じさせることのないよう社会経済情勢の変化に対応した補助制度とすること。

(4) 地方交付税改革の推進

地方交付税は、国と地方のあり方の見直しや税源移譲と併せて改革していくことが基本であり、国による関与や義務づけを残したまま、削減ありきで一方的に地方交付税を見直すことは本末転倒であり、絶対に受け入れられない。

地方交付税改革に当たっては、「地方共有税」に名称を変更するとともに、法定率の引上げ、特別会計への直入、特例加算の廃止及び特別会計借入の廃止を実施すること。

また、過去の国の政策による減税補てん債、臨時財政対策債等赤字地方債の元利償還金については、制度改革等により不交付団体になった場合でも、特別交付税等により全額補てんすること。

(5) 公営企業金融公庫が果たしてきた役割・機能の確保

長期・低利の資金を安定的に供給し、必要な財政基盤を確立するため、公営企業金融公庫の機能を継承する地方共同法人を設立するなど、法的な枠組みを構築すること。

II 環境

3 廃棄物処理対策の推進

安全で快適な生活環境を確保するためには、循環型社会を推進する総合的な政策が必要であり、このことは地域住民にとっても大きな関心事となっている。

町村が総合的かつ計画的な廃棄物処理対策及び環境保全対策を推進することができるよう、次の事項について国の積極的な措置を要望する。

(1) 循環型社会形成の一層の推進

廃棄物の発生を抑制するとともにそのリサイクルを推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会を形成するため、廃棄物・リサイクルの法体系を整備・拡充し、排出者責任や拡大生産者責任の原則をより一層徹底すること。

特に、国・製造業者の責任を強化して不法投棄対策に万全を期するとともに、製造業者が製品のリサイクル性の向上や廃棄物の量の削減に取り組むよう強力に指導すること。

(2) リサイクル各法の円滑な推進

リサイクル各法については、その適正な運用が図られるよう事業者や国民への指導、啓発・普及を強化し、充実すること。

特に、本年度見直しが予定されている家電リサイクル法については、その対象機器を拡大するとともに、事業者の引取が円滑に行われるよう業界を指導すること。また、不法投棄防止のための監視体制整備やリサイクルに係る費用を販売価格に含める方式に改めるとともに、不法投棄された機器の回収は事業者の責任で行うこととし、市町村が回収した場合はその費用を事業者の負担とするなどの措置を講ずること。

さらに、容器包装リサイクル法の見直しに当たっては、発生抑制策の実施及び分別収集、選別保管に係る費用負担を事業者の責任として法律に明記すること。

(3) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

一般廃棄物処理の広域化に伴う施設の廃止又は改造に際しては、国庫補助金の返還の免除や地方債繰上償還の猶予などの特別措置を講ずること。

また、国庫補助金の廃止に伴い創設された循環型社会形成推進交付金については、その交付対象を拡大するとともに、市町村の事業量に対応した予算額を確保すること。

(4) ダイオキシン類排出削減対策等に対する財政措置

一般廃棄物処理施設におけるダイオキシン類の排出削減対策及び環境影響等の実態調査については、市町村の財政負担が大きいので財政措置を講ずること。

(5) P C B、アスベスト等有害廃棄物の処理の推進

P C B やアスベストなどの有害廃棄物の適正処理を推進するため、法制度の更なる充実・強化や、処理技術の開発・普及を図り、20世紀の負の遺産を清算すること。

4 森林等自然環境の保全

森林は水源涵養機能や防災機能のみならず、美しい景観の形成、レクリエーションの場の提供等、さまざまな機能を有しており、今、その多面的、公益的機能が注目されている。

森林地域の町村は、森林の持つこれらの機能を持続的に発揮させるため種々の取組みを行ってきたが、成果は十分ではなく、その抜本的な対策を迫られている。

よって国は、次の事項について適切な措置を講ずるよう要望する。

(1) 「森林・林業基本計画」に即した施策の総合的な推進

「森林・林業基本法」に基づいて策定された「森林・林業基本計画」にのっとり、森林整備等の目標達成のため、森林・林業施策の総合的・計画的な推進を図ること。

なお、現行基本計画の見直しに当たっては、厳しい現状にある町村の森林、林業、山村の実態を十分に把握し、検討を進めること。

(2) 森林保全整備のための国民的支援策の構築

森林の持つ多面的、公益的な機能を持続させるとともに、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とする新たな税財源として、全国森林環境・水源税や環境税を創設・導入するなど、国民的支援の仕組みを構築すること。

(3) 森林整備対策の拡充

「市町村森林整備計画」を円滑に推進するため、町村が実施する事務事業に対して十分な財政措置を講ずること。

また、地域の実情に即した土地利用の調整を図るため、保安林の指定、解除の権限は町村に移譲すること。

(4) 野生鳥獣等防除対策に対する財政支援

サル・シカ・イノシシ、ハクビシン等の野生鳥獣や外来鳥獣による農林業被害、生活被害が深刻化しているため、これらの防除事業に対する財政的、技術的な支援措置を講ずること。

また、アライグマ、タイワンリス等の特定外来生物については、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に基づく防除を国が速やかに行うとともに、地方自治体がこれを行う場合には、財政措置を講ずること。

III 福祉・医療

5 福祉・医療施策の充実

少子高齢化社会の急速な進展に伴い、福祉・医療サービスの需要はますます増大し、かつ、多様化している。

住民の誰もが安心して暮らせる地域社会を構築するため、国は次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 介護保険制度の改善充実

低所得者に対する介護保険の利用料及び保険料の軽減措置については、市町村ごとの対応に不均衡が生じていることから、国の制度として、財政措置を含めた統一的な対策を講ずること。

また、介護保険制度における国庫負担のうちの調整交付金については、国の法定負担分の25%とは別枠で措置するとともに、財政安定化基金に係る財源は国及び都道府県の負担とすること。

さらに、地域包括支援センターが行う介護予防支援業務については、報酬額を業務の実態に見合う額に見直すとともに、専門職員配置等の人的支援を行うなど、地域の実情を考慮した制度とすること。

(2) 少子化対策の充実

子育てにおける親の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、国の制度として乳幼児医療助成制度を創設すること。

また、児童手当及び児童扶養手当における現行の国庫負担率を維持するとともに、児童手当の所得決定に当たり、未申告者及び米海軍等に勤務し所得認定ができない者を所得なしと判断する不公平な現行児童手当法を改正すること。

(3) 障害者福祉施策の充実

重度障害児者の生活の安定と福祉の向上を図るため、国の制度として重度障害児者医療費助成制度を創設すること。

また、障害者自立支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の経費については、町村に超過負担が生じないよう、地域の実情に応じた十分な財政措置を講ずること。

(4) 医師確保対策の推進

産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、病院に勤務する医師の数が減少していることから、国において医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずること。

6 医療保険制度の改革

市町村国保は、高齢者、低所得者の増大や医療費の増嵩により給付と負担の均衡を欠き、保険料（税）も高額化してこれ以上の引上げや一般会計からの繰入れは困難となるなど、その財政運営はもはや限界に達している。

よって国は、保険者の財政的安定を確保するとともに、保険料負担等の格差を是正するため、医療保険制度を一本化するなど、医療保険制度の抜本的な改革を早期に実現するよう強く要望する。

(1) 医療保険制度の一本化

給付の平等と負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者として、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を早期に実現すること。

また、医療制度改革大綱に都道府県単位を軸とする保険者の再編・統合が明記されたが、今後はその具体的な検討に着手し、一本化の早期実現を図ること。

(2) 市町村国保財政基盤の強化

今後の医療保険制度改革の具体的な推進に当たっては、市町村の意見を十分に尊重するとともに、医療保険制度の一本化が実現されるまでの間、市町村国保の財政状況を改善し、その基盤を強化するため、国庫負担による財政支援措置を拡充すること。

(3) 後期高齢者医療広域連合への支援

後期高齢者医療制度については、安定的な運営を確保するため、国及び都道府県の責任を明確にすること。

また、広域連合の設立及びその後の運営に十分な支援を行うとともに、財政リスクの軽減に万全を期すること。

IV 安全・安心

7 地震防災対策の充実強化

東海地震や神奈川県西部地震をはじめとする南関東地域直下の地震の切迫性が高まっている中、これらの大規模地震から住民の生命と財産を守り、地域の安全性を高めていくためには、地方自治体が住民と連携しつつ、総合的な地震防災対策をさらに充実強化し、推進していく必要がある。

このため国は、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 南関東地域直下の地震対策の強化充実

神奈川県西部地域を含めた南関東地域の地震観測網及び地震予知研究体制を東海地震と同様に強化、充実すること。

また、「東海地震対策大綱」や「首都直下地震対策大綱」に盛られた具体的対策を着実に推進すること

(2) 公共施設等の耐震化事業への支援拡充

災害発生時に住民の避難場所となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震化事業に対しては、十分な財政支援措置を講ずること。

(3) 橋梁、トンネル等の耐震補強事業への支援拡充

東海地震の強化地域に指定されている市町村においては、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路の確保が最重要課題となるが、これらの道路には橋梁やトンネルが多く存在しており、その耐震診断と補強工事が必要不可欠となっている。

このため、これらの事業に対する国の財政措置をさらに充実するとともに、完成時に日本道路公団から移管された高速道路跨道橋の耐震補強事業については、原因者である日本道路公団から負担金を徴収する制度を創設すること。

8 防犯対策の強化

近年、我が国では、都市部のみならず町村部においても犯罪は著しく増加し、多様化しており、質的にも巧妙化、凶悪化の一途をたどり、住民の安全な生活への不安が深刻化している。これらの犯罪から住民を守り、安全な地域づくりを進めるためには、予防的な視点から防犯対策を推進する必要があり、これまでの取組みを越えた自治体と警察、住民の連携が求められている。

よって国は、自治体が取り組む犯罪のない安全・安心のまちづくりを支援するため、次の措置を講ずるよう要望する。

(1) 警察官の増員

これまで比較的良好な治安状況を保っていた町村部においても凶悪犯罪が多発する傾向にあり、治安は従前に比べ悪化している情勢にある。住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するためには、町村部への警察官の更なる増員配置と交番の増設が必要である。このため、本県警察官の定員基準を引き上げ、増員するとともに、関連する予算についても併せて措置を講ずること。

(2) 防犯環境の視点からのまちづくりへの支援

道路、公園等の公共空間に対する防犯灯や緊急通報装置の整備など、自治体が犯罪防止に配慮した環境設計という視点で取り組む事業に対し、財政支援措置を講ずること。

V 基盤整備

9 都市基盤、海岸・漁港の整備促進

住民が真に豊かさを実感できる、住みやすい地域社会をつくるため、町村は、厳しい財政状況の中、都市基盤や生活環境の整備に努めているが、その実現には大きな困難が伴っている。

このため、国は、こうした町村の取組みを支援するため、次の事項について積極的な措置を講ずるよう要望する。

(1) 町村下水道の整備促進

下水道の主要財源として地方債が活用されているが、将来における料金負担の安定化と、下水道事業の促進及び財政負担の軽減を図るため、償還期限の延長や借換債制度の更なる条件緩和を行うこと。

また、下水道事業補助対象事業費については、下水道の普及率が低い町村に重点配分するとともに、町村の要望に十分に応えられるよう、所要額を確保すること。

(2) 生活交通の確保対策の充実

乗合バスは地域住民の日常生活を支える重要な交通手段であるが、バス事業者による不採算路線からの撤退や大幅な減便が続いているため、市町村が中心となってこれを維持・確保しなければならず、財政負担が増大している。

このため、対象要件が厳しい国の地方バス路線維持対策補助制度を見直し、要件を緩和するとともに、乗合バスの需給調整規制の廃止に伴う生活交通の確保対策について一層の税財源措置を講ずること。

(3) 海岸・漁港の整備促進

相模湾沿岸は海岸の浸食傾向が著しく、砂浜の回復が喫緊の課題となっている。特に、大磯港西側から二宮海岸にかけての浸食状況は深刻であり、数年後には西湘バイパスにも被害が及ぶものと懸念されている。

このため、新たな養浜対策など、海岸浸食対策の推進に向け、国の支援を一層拡充すること。

また、安全で効率的な漁港づくりのため、漁港漁場整備長期計画における漁港整備の推進と予算枠の拡充を図ること。

神 奈 川 県 町 村 会
町 村 長 名 簿

会長	湯 河 原 町 長	米 岡 幸 男
副会長	松 田 町 長	島 村 俊 介
副会長	開 成 町 長	露 木 順 一
政務調査委員長	大 井 町 長	間 宮 恒 行
副委員長	清 川 村 長	山 口 靜 雄
	葉 山 町 長	守 屋 光 光
	寒 川 町 長	山 田 夫 夫
	大 磯 町 長	三 澤 龍 夫
	二 宮 町 長	古 澤 吉 郎
	中 井 町 長	尾 上 一 郎
	山 北 町 長	佐 藤 精 一
	箱 根 町 長	山 口 升 士
	真 鶴 町 長	青 木 健 夫
	愛 川 町 長	山 田 登 美
	城 山 町 長	八 木 二 郎
	藤 野 町 長	鈴 木 謙 仁